



2020年2月14日

各位

上場会社名 コクヨ株式会社
代表者 代表取締役社長 黒田 英邦
(コード番号 7984 東証一部)
問合せ先責任者 執行役員
財務経理本部長 梅田 直孝
(TEL06-6976-1221)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020年3月27日開催の当社第73回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 本日別途開示した「当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)の非継続(廃止)に関するお知らせ」に記載の通り、本定時株主総会終結の時をもって当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)を継続せず、有効期間満了をもって、廃止することといたしますので、現行定款第18条を削除し、第19条以下を繰り上げるものであります。
- (2) 執行役員制度の現状の運用に鑑み、執行役員制度の見直しを行うために、現行定款第27条について所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
(買収防衛策)	

<p>第 18 条 当社は、株主総会の決議により、<u>当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保および向上のため、当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)に関する事項について決定することができる。当社は、当該対応策に基づく対抗措置として、取締役会の決議により、新株予約権の無償割当てまたは法令および本定款上認められるその他の措置を行うことができる。</u></p> <p>第 19 条～第 26 条 (条文記載省略) (執行役員および役付執行役員)</p> <p>第 27 条 取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、当社の業務を執行させることができる。</p> <p>②取締役会は、その決議によって<u>社長執行役員、副社長執行役員その他の役付執行役員</u>を選定することができる。</p> <p>第 28 条～第 38 条 (条文記載省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>第 18 条～第 25 条 (条数を繰り上げ、条文は現行どおり) (執行役員および役付執行役員)</p> <p>第 26 条 取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、当社の業務を執行させることができる。</p> <p>②取締役会は、その決議によって役付執行役員を選定することができる。</p> <p>第 27 条～第 37 条 (条数を繰り上げ、条文は現行どおり)</p>
---	--

(3)日程(予定)

定款変更のための株主総会開催日 2020年3月27日

なお、本定款変更については、本定時株主総結の時をもって効力が発生するものとします。

以上